

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

消費税率(国・地方)が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障費用に要する経費に充てることとされています。

令和5年度決算における社会保障施策経費の内訳は、下記のとおりです。

(歳入) ・地方消費税交付金(社会保障財源化分) 101,803 千円

(歳出) ・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 1,025,750 千円

(単位:千円)

項目	事業名	令和5年度 決算	特定財源			一般財源	
			国庫支出金	県支出金	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他
地方単独事業	総合福祉	49,908	0	0	0	7,538	42,370
	医療	184,996	0	60,710	8,584	17,476	98,226
	介護・高齢者福祉	98,455	0	906	17,809	12,044	67,696
	子ども・子育て	137,030	0	198	32,471	15,763	88,598
	障害者福祉	18,398	0	608	0	2,687	15,103
	小計	488,787	0	62,422	58,864	55,510	311,991
国庫補助事業	子ども・子育て	108,216	59,981	23,826	534	3,606	20,269
	医療	110,585	7,136	3,545	0	15,090	84,814
	母子保健衛生	387	193	0	0	29	165
	障害者福祉	180,637	89,790	44,676	0	6,974	39,197
	介護・高齢者福祉	133,002	800	0	0	19,969	112,233
	参考						
	小計	532,827	157,900	72,047	534	45,668	256,678
投資的経費他	保育所施設	4,136	0	0	0	625	3,511
	その他社会福祉施設	0	0	0	0	0	0
	小計	4,136	0	0	0	625	3,511
	合計	1,025,750	157,900	134,469	59,398	101,803	572,180

※ 地方消費税交付金(社会保障財源分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。